

道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条～第二十四条（略）</p> <p>第二十五条第一項（略）</p> <p>2 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年総理府・建設省令第三号。以下「標識令」という。）別表第一案内標識の部分の都府県（102-B）の項、入口の方向（103-A・B）の項、入口の予告（104）の項、方面及び距離（106-B）の項、方面及び車線（107-A・B）の項、方面及び方向（108の2-C～E）の項、出口の予告（109）の項、方面及び出口の予告（110-A）の項、方面及び出口の予告（110-B）の項、方面、車線及び出口の予告（111-B）の項、方面及び出口（112-A）の項、方面及び出口（112-B）の項、出口（113-A・B）の項、<u>サービス・エリア、道の駅の予告（116の2-A）の項、サービス・エリア、道の駅の予告（116の2-B）の項、サービス・エリア（116の3-A）の項、サービス・エリア（116の3-B）の項、非常電話（116の4）の項、待避所（116の5）の項、非常駐車帯（116の6）の項、</u>駐車場（117-A）の項、駐車場（117-B）の項、登坂車線（117の2-A）の項、登坂車線（117の2-B）の項、都道府県道番号（118の2-A）の項、都道府県道番号（118の2-B・C）の項、総重量限度緩和指定道路（118の3-A）の項、総重量限度緩和指定道路（118の3-B）の項、高さ限度緩和指定道路（118の4-A）の項、高さ限度緩和指定道路（118の4-B）の項、高さ限度緩和指定道路（118の4-C・D）の項、道路の通称名（119-A・B）の項、道路の通称名（119-C）の項、道路の通称名（119-D）の項及びまわり道（120-A・B）の項に定める案内標識の標識板（標識の標示板</p>	<p>第一条～第二十四条（略）</p> <p>第二十五条第一項（略）</p> <p>2 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年総理府・建設省令第三号。以下「標識令」という。）別表第一案内標識の部分の都府県（102-B）の項、入口の方向（103-A・B）の項、入口の予告（104）の項、方面及び距離（106-B）の項、方面及び車線（107-A・B）の項、方面及び方向（108の2-C～E）の項、出口の予告（109）の項、方面及び出口の予告（110-A）の項、方面及び出口の予告（110-B）の項、方面、車線及び出口の予告（111-B）の項、方面及び出口（112-A）の項、方面及び出口（112-B）の項、出口（113-A・B）の項、<u>サービス・エリアの予告（116-A）の項、サービス・エリアの予告（116-B）の項、サービス・エリア（116の2-A）の項、サービス・エリア（116の2-B）の項、非常電話（116の2）の項、待避所（116の3）の項、非常駐車帯（116の4）の項、</u>駐車場（117-A）の項、駐車場（117-B）の項、登坂車線（117の2-A）の項、登坂車線（117の2-B）の項、都道府県道番号（118の2-A）の項、都道府県道番号（118の2-B・C）の項、総重量限度緩和指定道路（118の3-A）の項、総重量限度緩和指定道路（118の3-B）の項、高さ限度緩和指定道路（118の4-A）の項、高さ限度緩和指定道路（118の4-B）の項、高さ限度緩和指定道路（118の4-C・D）の項、道路の通称名（119-A・B）の項、道路の通称名（119-C）の項、道路の通称名（119-D）の項及びまわり道（120-A・B）の項に定める案内標識の標識板（標識の標示板をいう。以下同じ。）</p>

改正後	改正前
<p>をいう。以下同じ。) (方面及び方向 (108の2-C) 及びまわり道 (120-1-B) の標識板を除く。)、警戒標識の標識板並びに補助標識の標識板の寸法は、別図第一から別図第四十八までに図示する寸法(その単位はセンチメートルとする。以下同じ。))を基準とする。</p> <p>第三項(第九項(略))</p>	<p>(方面及び方向 (108の2-C) 及びまわり道 (120-1-B) の標識板を除く。)、警戒標識の標識板並びに補助標識の標識板の寸法は、別図第一から別図第四十八までに図示する寸法(その単位はセンチメートルとする。以下同じ。))を基準とする。</p> <p>第三項(第九項(略))</p>
<p>10 (略)</p> <p>一 案内標識 縁は、標識令別表第一案内標識の部分の待避所(116の5)の項、駐車場 (117-A) の項及びまわり道 (120-A・B) の項に定める標識板(まわり道 (120-A) の標識板を除く。))については九ミリメートル、標識令別表第一案内標識の部分の都道府県道番号 (118の2-A) の項、総重量限度緩和指定道路 (118の3-A) の項、総重量限度緩和指定道路 (118の3-B) の項、高さ限度緩和指定道路 (118の4-A) の項及び高さ限度緩和指定道路 (118の4-B) の項に定める標識板については十六ミリメートル、標識令別表第一案内標識の部分の登坂車線 (117の2-A) の項に定める標識板については十ミリメートル、標識令別表第一案内標識の部分の都道府県道番号 (118の2-B・C) の項、道路の通称名 (119-A・B) の項及び道路の通称名 (119-C) の項に定める標識板については八ミリメートル、自動車専用道路以外の道路の標識板については日本文字の大きさの二十分の一以上の太さを基準とし、縁線及び区分線は、日本文字の大きさの二十分の一以上の太さを基準とする。</p> <p>二 (略)</p> <p>第二十六条(略)</p> <p>附則(略)</p>	<p>10 (略)</p> <p>一 案内標識 縁は、標識令別表第一案内標識の部分の待避所(116の3)の項、駐車場 (117-A) の項及びまわり道 (120-A・B) の項に定める標識板(まわり道 (120-A) の標識板を除く。))については九ミリメートル、標識令別表第一案内標識の部分の都道府県道番号 (118の2-A) の項、総重量限度緩和指定道路 (118の3-A) の項、総重量限度緩和指定道路 (118の3-B) の項、高さ限度緩和指定道路 (118の4-A) の項及び高さ限度緩和指定道路 (118の4-B) の項に定める標識板については十六ミリメートル、標識令別表第一案内標識の部分の登坂車線 (117の2-A) の項に定める標識板については十ミリメートル、標識令別表第一案内標識の部分の都道府県道番号 (118の2-B・C) の項、道路の通称名 (119-A・B) の項及び道路の通称名 (119-C) の項に定める標識板については八ミリメートル、自動車専用道路以外の道路の標識板については日本文字の大きさの二十分の一以上の太さを基準とし、縁線及び区分線は、日本文字の大きさの二十分の一以上の太さを基準とする。</p> <p>二 (略)</p> <p>第二十六条(略)</p> <p>附則(略)</p>

		改正後	改正前
別表第一～第十(略)		別表第一～第十(略)	別表第一～第十(略)
別図第一～第十八(略)		別図第一～第十八(略)	別図第一～第十八(略)
別図第十九 図(略)	案内標識 サービス・エリア、道の駅の予告 (116の2-1A)	別図第十九 図(略)	案内標識 サービス・エリアの予告 (116-1A)
別図第二十 図(略)	案内標識 サービス・エリア、道の駅の予告 (116の2-1A)	別図第二十 図(略)	案内標識 サービス・エリアの予告 (116-1A)
別図第二十一 図(略)	案内標識 サービス・エリア、道の駅の予告 (116の2-1B)	別図第二十一 図(略)	案内標識 サービス・エリアの予告 (116-1B)
別図第二十二 図(略)	案内標識 サービス・エリア (116の3-1A)	別図第二十二 図(略)	案内標識 サービス・エリア (116の2-1A)
別図第二十三 図(略)	案内標識 サービス・エリア (116の3-1A)	別図第二十三 図(略)	案内標識 サービス・エリア (116の2-1A)
別図第二十四 図(略)	案内標識 サービス・エリア (116の3-1B)	別図第二十四 図(略)	案内標識 サービス・エリア (116の2-1B)
別図第二十五 図(略)	案内標識 非常電話 (116の4)	別図第二十五 図(略)	案内標識 非常電話 (116の2)
別図第二十六 図(略)	案内標識 待避所 (116の5)	別図第二十六 図(略)	案内標識 待避所 (116の3)

改正後

別図第二十七

案内標識 非常駐車帯 (116の6)

図(略)

別図第二十八～四十(略)

別図第四十一 案内標識 道路の通称名 (119-A)



別図第四十二 案内標識 道路の通称名 (119-B)



別図第四十三～第五十七(略)

改正前

別図第二十七

案内標識 非常駐車帯 (116の4)

図(略)

別図第二十八～四十(略)

別図第四十一 案内標識 道路の通称名 (119-A)



別図第四十二 案内標識 道路の通称名 (119-B)



別図第四十三～第五十七(略)